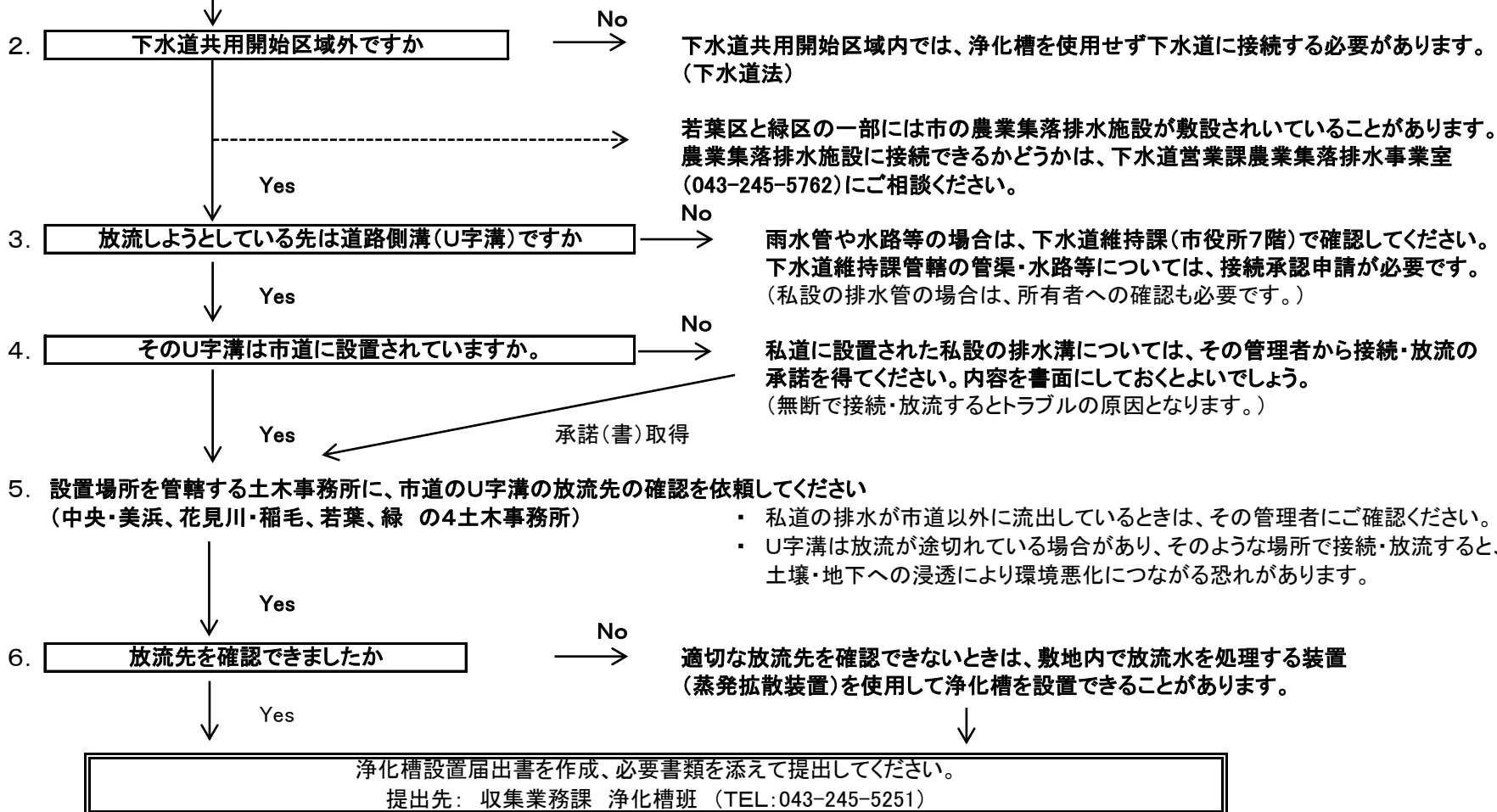


浄化槽の設置届出に先立つ放流先確認の流れ

参 考

1. 設置する場所が下水道の供用開始区域かどうかの確認をしてください

(確認方法:市役所7階 下水道営業課の窓口にある共用開始台帳により確認できます。)



- ・ 放流先には上記以外にも様々な形態があります。ご不明の点は収集業務課へお問い合わせください。
- ・ 上記の他に、浄化槽の処理対象人員が101人以上の場合は、環境規制課(245-5194)への届出が必要です。
- ・ 確認申請を伴う場合は、浄化槽調書を作成し、確認申請書に添付してください。(この場合、届出書の提出は不要です)